

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 4 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26370016

研究課題名（和文）法と道德の関係に関するカント派および現代の議論の研究

研究課題名（英文）On the Study of the relation between law and ethics of the Kant school and the contemporary thoughts

研究代表者

舟場 保之（Funaba, Yasuyuki）

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：20379217

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：現代の問題について積極的な発言を行うドイツの哲学者カール＝オットー・アーペルとユルゲン・ハーバーマスの論争が、法と道德の関係をどのように考えるかということに関する両者のカント解釈の相違に基づくことから、カントの時代におけるカント解釈を哲学史的に振り返った。両者の相違点は、とりわけ初期フィヒテの論考と後期フィヒテの論考の差異を参照することによって明らかにすることができ、こうした営為を通じてそれぞれの議論としての有効性も明確にできた。

研究成果の概要（英文）：This study made it clear, which relation between law and ethics there is, under the light of the Kant school as Fichte and the contemporary thoughts of Karl-Otto Apel and Juergen Habermas.

研究分野：哲学

キーワード：法と道德

## 1. 研究開始当初の背景

K.-O. アーベルとJ. ハーバーマスは、ともに現代ドイツを代表する哲学者として知られ、それぞれ自らの哲学をカント主義とみなしている。ところが、法と道德の関係をどのようにとらえるか、という問題に関して、両者は意見を大きく異にしている。ハーバーマスは、どちらかがどちらかを根拠づけたりどちらかがどちらかから導出されると考えることはない。それに対してアーベルは、法を道德によって根拠づける。こうした見解の相違が、実は、アクチュアルな問題に対してどのように応答するか、ということに影響するため、両者のカント解釈のいずれが正しいのか、あるいはそれぞれ修正を必要とするものであるのかを探究することには、現代的な意味がある。

ところで、カント自身、道德論を展開したあと、法論を論じるまで10年以上を要したため、当時カント派と呼ばれた人たちは、カントの法論の構想を予想する形で法と道德の関係について、それぞれ独自の議論を展開した。カントの法論全般を視野に収めた唯一のコメンタールであるヴォルフガング・ケアスティング『自由の秩序』によれば、その間になされた代表的な議論としては、道德から法を導出する絶対的演繹の立場、これの一種のヴァリエーションと言える相対的演繹の立場、当初は絶対的演繹の立場をとっていたが、後年道德と法をそれぞれ独立させて考えるようになったフィヒテの立場などがあった。だが、本研究に先立ち、ケアスティングへのインタビューによって明らかになったのは、これらカント派の研究はドイツ国内においてすらほとんどなされていないということ、しかし法と道德の関係を考える上で、今日なお非常に示唆に富む論争状況が当時あったことは確実であるということだった。このことは、コメンタールの中で20ページ足らずにまとめられた概括からも十分にう

かがわれることである。それゆえ、これらカント派の議論を精査するとともにカント自身のテキストとつき合わせることによって、もっとも整合的なカント解釈を提示し、その解釈をアーベルとハーバーマスの間で行われている現代の論争状況のコンテキストへ置き入れることが肝要であると考えられる。

## 2. 研究の目的

まず、研究の出発点である、法と道德の関係についてのアーベルおよびハーバーマスの見解を再確認する。その際に、それぞれの見解が両者のカント解釈に基づいていることも明確にしておく。

続いて、カントと同時代のカント派と呼ばれた人々がどのような思索を行っていたかを明らかにする。これらの人々の法と道德の関係に関するカント解釈も現代の論争状況と同様に、一様ではなかったからである。ここでは、唯一とも呼べる先行研究である『自由の秩序』を手がかりとして、(1) 絶対的演繹派である初期フィヒテおよびTh. シュマルツが、どのようにして道德から法を導出しているのかを再構成し、検討する。(2) また、同じく道德から法を導出するものの、ケアスティングが相対的演繹派に位置づける Karl H. ハイデンライヒの論証内容を原典に即して明確にし、絶対的演繹との異同を明るみに出すとともに、その長所および短所を明示する。(3) P. J. A. フォイエルバッハは、法と道德の間に導出関係を認めず、少なくともケアスティングの解釈に従えば、現代のパーズベクティヴからすると、非常に魅力的な議論を展開しているように見える。残念ながらケアスティングがフォイエルバッハの紹介に当てることができたのは、ほぼ3ページ分だけなので、細部にわたるより詳細な読解作業を通じて、その思索の内容を明らかにする。(4) 後期フィヒテも、フォイエルバッハ同様に、法と道德の間に根拠づけ関係を見出すこと

なく、独自の道徳論および法論を展開しているように見える。では厳密にはどのような論理構成がなされており、いかなる意味においてカント的であり、どのような点に関して現代の議論状況へ輸入することができるのか。これらの点については、絶対的演繹派、相対的演繹派、フォイエルバッハに関しても、明らかにすることであり、こうした考察を通じて、カント派のカント解釈の特徴をはっきりと示すことができる。

最後に、特徴がはっきりしたカント派のカント解釈をカント自身のテキストとつぎ合わせ、どのような読み方がもっとも整合的であるかを確定するとともに、アーペルとハーバーマスの論争に決着をつけられるような見解 どちらかに軍配をあげるにせよ、あるいはどちらでもない第三の選択肢を示すにせよ を論拠とともに示すことが可能になる。

### 3. 研究の方法

#### (1) 現代の議論状況についての研究

研究の出発点である、法と道徳の関係についてのアーペルおよびハーバーマスの見解を、アクチュアルな問題に関するそれぞれの議論のうちに確認し、その背後にはそれぞれのカント解釈があることを明確にする。そのため、アーペルについては『超越論的語用論のアプローチを吟味する論争』(1998)のほかに『ディスクルスと責任』(1990)、『第一哲学のパラダイム』(*Paradigmen der ersten Philosophie*, Suhrkamp, 2011)を、ハーバーマスについては『事実性と妥当』(1992)のほかに『他者の受容』(1996)、『ヨーロッパの体制のためのエッセイ』(2011)、『真理と正当化』(1994)を基本文献として考察する。これらの文献を精査することによって、両者のカント解釈とアクチュアルな発信との関係は明確になるが、さらに考察を補強するため、マティアス・ルッツ=バッハマンらの『人権への

権利』(1999)およびライナー・フォアストの『正当化関係の批判』(2011)における論考も参照する。さらに、ドイツ版大型 COE と呼べるエクセレンス・クラスター研究「規範的秩序の形成」にかかわり、アーペルおよびハーバーマスとつながりをもちながら現代の問題について哲学的に考察するとともに、中世以降の法思想史研究にも携わり、哲学史研究と現代の問題とを結びつけて考察しているゲーテ大学(フランクフルト、ドイツ)のアンドレアス・ニーダーベルガーを訪問し、この件に関して集中的に研究会をもつ。

#### (2) カントの時代の議論状況についての研究

カントと同時代のカント派の人々が法と道徳の関係に関してどのような思索を行っていたかを、先行研究であるケアスティングの『自由の秩序』にならって4つに分類し、明確にする。

##### 絶対的演繹派の研究

絶対的演繹派として分類される初期フィヒテについては、『フランス革命論』(1793)、『道徳論の体系』(1798)を基本文献として、また、シュマルツについては、『純粹自然法』(1795)を基本文献として、それぞれいかなる点でカントから影響を受け、どのようにカントを解釈し、その結果どのような意味において道徳から法を導出しているのかを明らかにする。その際、初期フィヒテの法哲学に関しては、フェアヴァイエンのコメンタール『フィヒテの社会論における法と道徳』(1975)も参照する。

##### 相対的演繹派の研究

相対的演繹派であるハイデンライヒの議論は、『批判的原理による自然法の体系』(1794/95)を基本文献として、考察する。絶対的演繹と異なるのはいかなる点においてであり、相違することによっていかなる長所および短所をもつことになり、それが結局のところいかなるカント解釈に基づくものであるのかを明白にする。

## フォイエルバッハの思索の研究

絶対的演繹および相対的演繹とは異なり、法と道德の間に導出関係を一切認めず、現代のパーспекティヴからは非常に魅力的な議論を展開しているフォイエルバッハの思索を考察する。基本文献とするのは、『自然法に関する学の予備学としての自然法の批判』(1796)および「法概念の探究」(1795)である。『自由の秩序』におけるケアスティングのフォイエルバッハ紹介は紙幅の関係上、非常に限定されており、これらの基本文献を二次文献とともにより詳細に分析することにより、その思索の内容を明らかにする。

## 後期フィヒテの思索の研究

後期フィヒテは、フォイエルバッハ同様に、法と道德の間に導出関係を見出すことはない。『法論の体系』(1812)および『道德論の体系』(1812)という後期の著作を研究対象とすることによって、晩年のフィヒテが法と道德の関係をどのように考えていたかを鮮明にすることができる。同一人物の見解が、前期と後期で正反対になっているので、どの点が変更されることによって導出関係に関して異なった結論を導くことができるようになるのか、明確に描き出すことが可能になると思われる。

## (3) 現代の議論状況とカントの時代の議論状況とを交差させる総合的研究

最後に、現代的な視点をもちつつカント派のカント解釈とカント自身のテキストをつき合わせることによって、どのような読み方がもっとも統合的なカント解釈と言えるかを論証し、その成果を踏まえたうえで、アーペルとハーバーマスの論争に介入し、どちらがより説得力をもつか、あるいはどちらでもない別の選択肢をあげるか、いずれかの仕方、哲学史の知見を現代の課題解決に生かすこととしたい。

いずれの研究も、批判的社会理論研究会やカント研究会などにおいて意見交換を行う

ことによって、成果をあげる一助とする。また、法と道德の問題に関して関心をもつ複数の若手研究者を招くとともに、ドイツから著名な研究者を招へいし、ゼミナール形式の研究会を開催することによって、この問題の重要性を広く世に問いながら、現代の議論状況とカントの時代の議論状況とを重ね合わせ総合的研究に資するものとする。

## 4. 研究成果

この研究の第一の成果は、現代の議論状況と200年以上前のカントの時代の議論状況とを重ね合わせて考察し、哲学史的知見を再生しつつ現代の知見の修正へと接続したことにある。従来は、現代の議論もしくはかつての議論のいずれか一方に特化した形での研究が多かった。特化することによって、時流に乗った研究や非常に詳細な哲学史研究が進められることはたしかである。しかしそれらはややもすると、きわめてアドホックな、したがって非常に射程の狭い考察に終わるか、あるいはアクチュアリティを欠いたたんなる文献学や訓古学に陥ってしまいがちである。本研究は、現代の問題について積極的な発言を行うアーペルとハーバーマスの論争が、法と道德の関係をめぐる両者のカント解釈の相違に基づくことから、カントの時代におけるカント解釈を哲学史的に振り返り、この件に関して展開された議論を現代の視点から参照することによって、アクチュアルな問題への有効な発信につなげるものであった。

また、研究遂行にあたり、国内の若手研究者たちおよびドイツ人研究者たちと複数回にわたりゼミナールを開催したことによって、直接的に研究成果が得られただけでなく、この問題に関する国際的な研究者ネットワークを形成することができ、今後も近接するテーマで研究を継続していくことが可能になった。従来は単発的に開かれる研究会では

このようなネットワーク作りまでこぎつけることはまれであり、これもまた本研究の特筆すべき大きな成果と言える。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5件)

舟場 保之「手続きとしての公開性もつポテンシャルティ」『日本カント研究』第18号、知泉書館、2017年、査読無、印刷中。

Yasuyuki Funaba, *Solidarität und das substantialistische Verständnis der Volkssouveränität*, *Philosophia OSAKA*, Nr. 12, 2017, 査読無, pp. 95-104.

Yasuyuki Funaba, *Politik als ausübende Rechtslehre und Moral als theoretische Rechtslehre*, *Philosophia OSAKA*, Nr. 11, 2016, 査読無, pp. 63-71.

Yasuyuki Funaba, *Lassen sich Menschenrechte mit der moralischen Selbstverpflichtung begründen?*, *Philosophia OSAKA*, Nr. 10, 2015, 査読無, pp. 49-58.

舟場 保之「後期フィヒテ『道徳論の体系』における明瞭な認識と行為の関係について」『フィヒテ研究』第22号、晃洋書房、2014、査読無、pp. 81-95.

[学会発表](計 5件)

舟場 保之「討議倫理学と道徳的認知主義」第1回討議倫理学研究会、琉球大学、2017.3.14.

舟場 保之「手続きとしての公開性もつポテンシャルティ」日本カント協会第41回学会、福島大学、2016.11.12.

Yasuyuki Funaba, *Solidarität und das substantialistische Verständnis der Volkssouveränität*, *10.Deutsch-japanisches*

*Ethik-Kolloquium*, Johann Wolfgang Goethe Universität, Frankfurt am Main, 2016. 9. 7.

Yasuyuki Funaba, *Karatani Kojin und die Potenzialität der Kritik an der Moderne*, *16.Deutschsprachiger Japanologentag*, *Ludwig-Maximilians-Universität München*, München, 2015. 8. 27.

Yasuyuki Funaba, *Lassen sich Menschenrechte mit der moralischen Selbstverpflichtung begründen?*, *8. Deutsch-japanisches Ethik-Kolloquium*, 早稲田大学戸山キャンパス、2014.9.23.

[図書](計 2件)

御子柴 善之、舟場 保之、寺田 俊郎『グローバル化時代の人権のために』上智大学出版、2017、査読無、印刷中。

Yasuyuki Funaba, *On Jürgen Habermas's Cognitive Theory of Morality, Transcendental Inquiry Its History, Methods and Critiques* (ed. Halla Kim, Steven Hoeltzel), *palgrave macmillan*, 2016, 査読有, pp. 285-297

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

舟場 保之 (Funaba Yasuyuki)

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：20379217